

薬生食監発 0914 第 1 号
平成 30 年 9 月 14 日

各

都道府県 保健所設置市 特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

腸管出血性大腸菌 O121 による食中毒患者の発生について

標記については、「腸管出血性大腸菌 O121 による食中毒患者の発生について」（平成 30 年 9 月 10 日付け薬生食監発 0910 第 1 号）により、長野県において発生した食中毒情報を参考に、腸管出血性大腸菌による食中毒の被害拡大防止について対応をお願いしたところです。

現在までの関係自治体の調査において、8 月 10 日から 23 日の間にモスバーガーチェーンの 19 店舗を利用したことが分かっている 28 名の患者（12 県市）のうち、検査が終了した 12 名分（9 店舗）からの分離株の遺伝子型が一致していることが判明しています。なお、8 月に発生した腸管出血性大腸菌 O121（VT2）について、当該チェーン店利用歴のない患者 7 名分からの分離株のうち、1 名は当該チェーン店利用歴のある者からの分離株と一致したものの、残り 6 名分の遺伝子型は不一致でした。遺伝子型の一致するこれらの患者において、現時点で共通する感染源の確定には至っておりません。

つきましては、この 28 名の患者が利用したとする店舗及び関係施設を所管する都道府県等は、必要な調査及び監視指導を行うとともに、今後新たに患者が発生した場合においても同様に調査等を実施し、その結果の報告をお願いします（すでに報告済みの内容を除く）。なお、今後、調査結果を踏まえて必要な対応をとることとしています。